日調連発第４２４号
平成２３年3月１３日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

東北地方太平洋沖地震等の被災に伴う登記所の事務停止等について（通知）

本日午後４時４０分に、法務省民事局民事第二課から、次のとおり連絡が入りましたので、取り急ぎ、お知らせいたしますとともに、会員の皆さまに周知を図っていただきますようお願い申し上げます。

なお、詳細については、法務局ホームページにも掲載されるとのことです。

１　標記地震の被災に伴う事務停止の関係

次に記す登記所について、明日からの１週間を事務停止とする。

①　仙台法務局管内　　気仙沼支局
②　福島地方法務局管内　　富岡出張所
③　盛岡地方法務局管内　　一関支局、大船渡出張所

ただし、事務停止の期間は変更される場合もあるとのことです。

２　標記地震の被災に伴う統合の延期の関係

秋田地方法務局管内で予定されていた、「横手支局を大曲支局に統合する。」件を、当面、見送ることとする。

（備考）　上記１に記載した登記所の管轄不動産について、登記情報提供サービスの利用及び他の登記所に対する窓口又は郵送による登記事項証明書の交付請求は可能です。